

横浜市下水道条例施行規則（抜粋）新旧対照表

現 行				改 正 案					
別表（第36条第2項）				別表（第36条第2項）					
	種 別	単 位	金 額		種 別	単 位	金 額		
土地 占用料	電柱	第一種電柱	3,000円	土地 占用料	電柱	第一種電柱	3,100円		
		(省 略)	(省 略)			(省 略)			
		第三種電柱	6,300円			第三種電柱	6,400円		
	電話柱	第一種電話柱	1本につき1年		2,700円	電話柱	第一種電話柱	1本につき1年	2,800円
		(省 略)	(省 略)		(省 略)		(省 略)		
		第三種電話柱	6,000円		第三種電話柱		6,100円		
	その他の柱類				270円	その他の柱類			280円
	水管、ガス 管、引水管、 排水管、ケー ブルその他の 埋設し、又は 架設する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年		110円	水管、ガス 管、引水管、 排水管、ケー ブルその他の 埋設し、又は 架設する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	120円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			160円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		170円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			240円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		250円
		(省 略)			(省 略)		(省 略)		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			490円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		500円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			650円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		660円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,100円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,200円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,600円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,700円
(省 略)		(省 略)		(省 略)					
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	360円	橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	380円		
	幅員が2.5メートルを超えるもの		1,200円		幅員が2.5メートルを超えるもの		1,300円		
(省 略)	(省 略)		(省 略)						
(省 略)			(省 略)	(省 略)			(省 略)		
下水道暗渠 ^{きよ} 占用料	電線等	長さ1メートル につき1年	1,000円	下水道暗渠 ^{きよ} 占用料	電線等	長さ1メートル につき1年	950円		
(省 略)				(省 略)					
(備考省略)				(備考省略)					